

〔事案 2020-322〕 新契約無効請求

・令和 3 年 9 月 24 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

子供ががんの治療のため入院し手術を受けたため、平成 28 年 11 月に契約したがん保険にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、給付金も支払われなかった。しかし、以下の理由により、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人は銀行に勤務していた子供と面識があったことから、保険に関する知識、保険加入経験等を確認せず、告知書サポートチラシ等を使った説明や告知書記載の「注意事項」の読み上げ等も十分に行わなかった。
- (2) 子供が告知書を記入する際に、がん検診で内膜細胞診擬陽性との検査結果があったことを伝えたが、募集人は、擬陽性の意味を理解できず、募集人としての適切な説明を行わなかった。
- (3) 子供が告知書を記入する際に、検診の検査結果を伝え 告知書記載の検査中と検診の違い等について質問をしたが、募集人は適切な説明を行わなかった。募集人は告知に関し、契約者を適切にリードすることが欠けていたため、保険会社による一方的な告知義務違反による契約解除は適切な対応ではない。
- (4) 募集人が、告知書記入に際して、検診の検査結果の説明および質問に対し、募集人としての知識ならびに適切な説明があれば保険申込みに至らなかった。

<保険会社の主張>

告知時およびそれ以前に、募集人は申立人の子供から、検診の検査結果を伝えられたことはなく、告知書記載の検査中と検診の違い等の質問を受けたこともないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。